

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する 派遣元医療機関支援事業に係る実施計画等の提出について

1. 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下、「支援区域」という。）と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、地域の中核病院等からの医師派遣による支援区域の医師の確保を推進するため、支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とします。

2. 支援区域

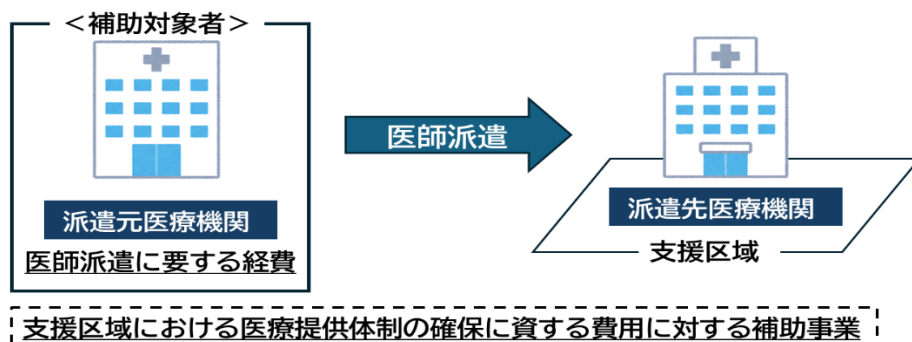
名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、津市（白山町、美杉町に限る）、松阪市（飯南町、飯高町に限る）

3. 補助対象者

支援区域内の医療機関（以下、「派遣先医療機関」という。）に医師を派遣する医療機関（以下、「派遣元医療機関」という。）であって、三重県地域医療対策協議会及び三重県保険者協議会で支援対象として合意を得た派遣元医療機関の開設者とします。

- ※1 特定機能病院が派遣元医療機関となる場合は補助対象外とします。
- ※2 派遣先医療機関が木曾岬町、明和町、玉城町、度会町の4町いずれかに所在する場合、派遣先医療機関が診療所である場合のみ補助の対象とします。（派遣先医療機関が病院である場合は補助対象外）
- ※3 三重県内の派遣先医療機関に医師を派遣した、県外の派遣元医療機関は三重県に補助申請を行う必要があります。

<イメージ>



4. 補助対象経費等

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行います。

補助対象経費	基準額（上限額）	補助率
支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費、備品費（単価 50 万円未満に限る。）、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、委託費	医師派遣経費 61,000 円×延日数	3/4

- ※1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに生じた経費が補助対象となります。
- ※2 派遣元医療機関において、令和7年度より医師派遣している人数が増えた分を補助対象とします。その際の増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行うものとします。
- ※3 同一開設者間での医師派遣は対象外とします。
- ※4 宿日直を行うための医師派遣は対象外とします。
- ※5 派遣の形態は、常勤・非常勤は問いませんが、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とします。なお、非常勤の場合は、派遣人数を常勤換算して算出してください。

5. 提出方法

補助金の交付を希望する医療機関は、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ・(様式7) 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業実施計画
- ・(様式8) 所要額明細書
- ・(様式9) 基準額算出調書

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金）17時まで

※期限後の提出は受理いたしませんので予めご留意ください

(3) 提出方法

電子メールにより以下のメールアドレス宛に提出してください。

iryokai@pref.mie.lg.jp

※件名は「【計画の提出】医師を派遣する派遣元医療機関支援事業」としてください。

6. 留意事項

- ・本事業は今後、三重県地域医療対策協議会及び三重県保険者協議会において協議し、両協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において公開されるとともに、応募状況等は、三重県医師会、各郡市医師会と情報共有いたしますので、ご同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・実施計画等の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、または一部を支給できない場合があります。
- ・補助対象経費、基準額等は、現時点で国から提示されているものであり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる場合があります。
- ・支援対象者の決定後、別途、県への補助金交付申請書類の提出を依頼します。
- ・補助事業により取得等した財産は、法令等の定めにより処分が制限されます。財産処分の制限期間内に補助金の交付目的に反した財産の使用や処分を行った場合は、原則として補助金の返還の必要が生じます。短期間での財産処分が発生しないよう、長期的な医療機関の運営計画に基づいた事業計画としてください。
- ・本事業の支援対象となる医療機関に対しては、医師派遣にかかる費用について、「[地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項](#)」に基づき、当該基金による支援はできないことに留意してください。